

生活衛生とちぎ

編集・発行

栃木県保健福祉部生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市埴田1-1-20 TEL.028(623)3110
公益財団法人 栃木県生活衛生
営業指導センター
〒320-0027
宇都宮市埴田1-3-5 砂川ビル
TEL.028(625)2660

生活衛生同業組合の活動の促進を高めるための方策

生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）を通じた同業者のネットワークは衛生行政の推進における重要な社会的基盤であり、厚生労働省の地域保健対策検討報告書（平成24年3月27日）においても、生衛組合は「衛生水準の確保・向上を目的として連携するソーシャルキャピタルの一種」として位置づけられているところであり、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）における衛生の確保を効果的に進めていくことが求められる。

こうした現状に鑑み、全国一斉に本年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、栃木県生活衛生同業組合協議会と県内14業種の各生衛組合は、（公財）栃木県生活衛生営業指導センター及び（公財）全国生活衛生営業指導センターと連携しながら、関係機関及び団体と連携の下、「衛生水準の確保向上事業」を積極的に実施し、生衛組合の組織強化と同業者へ組合魅力を訴えることにより、多くの組合員を確保することによって、組合活動を活性化して県民に安全・安心なサービスや食品の提供に寄与することを目的として事業を実施する。

このため、生活衛生同業組合活動推進月間実施要綱に基づき、重点活動項目を踏まえ、月間における活動に関する行動計画を策定し、この行動計画に基づき、組合活動の意義に関する意識啓発、組合加入の促進や関係機関との連携強化等の各種活動を重点的かつ積極的に実施する。

1 生活衛生同業組合活動推進会議の開催

行政、消費者団体等の関係団体及び(株)日本政策金融公庫等で構成し、策定した行動計画に基づき、組合活動の活性化や関係機関と連携強化する会議を開催する。

2 生活衛生同業組合活動推進月間広報事業

生衛組合の意義や役割等に関する社会的な認識を高め、チラシやパンフレットを用いて消費者等への広報活動を実施する。

3 衛生管理等に関するセミナー

生衛組合の活動を通じた衛生確保の取組を促進するため、生衛組合未加入者も含めた自主衛生管理の確保の向上や(株)日本政策金融公庫の融資に関するセミナーを開催する。

4 その他重点活動項目に沿った事業

主な内容

生衛組合の活動の促進を高めるための方策 … 1	組合だより（興行、理容業） …… 5
標準営業約款普及登録促進月間 …… 2	組合だより（めん類業） …… 6
地域とともに、地域のための生衛業 …… 3	組合だより（美容組合） …… 7
支部だより（栃木小山支部、鹿沼支部） …… 4	生衛営業指導センターからお知らせ … 8

標準営業約款普及登録促進月間

標準営業約款(以下「約款」という。)の制度は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年6月3日、法律第64号)」(以下「法律」という。)に基づき、消費者利益の擁護から利用者又は消費者のお店選びの利便性を図るために創設された制度である。

この約款は、生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)の業種ごとに営業方法について、役務等の内容及び施設設備の表示の適正化並びに損害賠償保険の加入などの各事項について定めたものであり、この約款に従って営業を行おうとする営業者は公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター(以下「センター」という。)に登録することになっている。

現在、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の5業種について認定されているが、その約款登録状況は決して高い状況にあるとは言えず、引き続き理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の営業者はもとより、広く利用者又は消費者に対しても普及啓発活動を強化していくことが求められており、毎年11月の1か間を全国一斉に「標準営業約款普及登録促進月間」と定めており、センターでは栃木県をはじめ県内市町及び関係機関の協力を得ながら、5業種の生活衛生同業組合(以下「生衛組合」という。)と連携して県民に約款制度についての周知広報活動を強力に推進し、営業者の約款登録促進に努める。

そこで、センターは栃木県及び関係機関等の指導の下、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の生衛組合と連携して、全県的にこの活動を展開するため、概ね次の事業を行うこととする。

1 標準営業約款普及登録促進協議会の開催

行政、商工会議所、各消費者団体及び約款登録業種生衛組合理事長等で構成する会議を開催し、各種事業の企画を検証する。

2 消費者展等への参加

イベント会場でチラシ、ティッシュ等の配布及びアンケート調査を実施する。

3 関係機関及びマスコミを活用した各種啓発活動

栃木県のHPや広報誌及び広報コーナーで周知する他、各市町の広報誌などで啓発や下野新聞(下記掲載記事)、とちぎテレビ、FMとちぎ、栃木放送等を活用した広報活動を実施する。

4 約款登録業種の生衛組合及び営業者及び消費者への周知

卓上のぼり旗を作成し、約款登録生衛組合及び営業者が店内に掲示し、利用者、消費者にチラシを配布して啓発する。



理容店、美容院、クリーニング店
めん類飲食店、一般飲食店の
ご利用は「選んで安心」
Sマークのお店で!

**標準営業約款は安全・安心・清潔
の3つのSを約束します。**
(公財)栃木県生活衛生営業指導センター
☎028-625-2660
11月は標準営業約款の普及登録促進月間です。

(下野新聞、平成26年11月3日1面掲載記事)

地域とともに、地域のための生活衛生関係営業

生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)は、昭和32年に制定された「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(法律第64号)」(以下「法律」という。)に基づき、衛生施設の改善向上、経営の健全化と振興を通して、利用者又は消費者の利益の擁護に資する営業であります。

今日まで、日本経済の成長や世界経済の進展に伴い、国内の地域経済も様々に変化してきており、国民・県民生活に密着して欠くことのできない生衛業は、正に地域経済の中にあって住民生活を支え、住民と共存した存立基盤を持っております。

しかしながら、一企業単位で成し得ることには極めて限界があり容易でないため、地域の住民や関係先と一体となって、力を合わせお互いが補完し合うことで、最大限の相乗効果を引き出すことが求められております。

これによって、生衛業は新たな営業実績の向上が期待でき、営業基盤の強化にも繋がるものと思われま

す。そこで、住民生活の一翼を担う生衛業は、言わずもがな経営環境の変化に率直に、そして的確に認識し直すことから経営基盤を見直すことが求められ、経営環境を見直すに当たっては、その時々

の経営情勢を概観することが重要であります。最も重要なポイントは「顧客ニーズ」の変化を的確に把握することであると思われま

す。例えば、食生活ひとつをとってみても、国民一人ひとりで好みが異なるように「食」そのものに対する価値観や考え方が当然違って

おります。生衛業は、住民の食生活を豊かにするとともに、住民の憩いの場所を提供し、家庭における様々な分野で住民生活をサポートするなど国民生活に必要な業態であります。

今日、こうした生衛業において、「顧客数の減少」、「客単価の減少」、「施設、設備の老朽化」や「原材料や諸経費の上昇」などに加えて、「求人難」、「人件費の上昇」、さらには「後継者不足」などといった様々な課題を内包しながら、苦心の経営状況が続いており、総じて厳しい環境であることは事実であります。

こうした厳しい環境下にあっても、課題をひとつひとつ克服しながら、地域住民の担い手として地域で活動することが喫緊の最重要課題であります。

その幾つかを述べると「地元観光協会や旅館組合との連携」、「食を通じた食文化の伝承」、「地元高等学校との共同メニュー作り」や「地元開催のイベントへの参画」など決して背伸びすることなく、身近なところでの取組や地域との係り合いを持つことが必要と考えられます。

加えて、これら観光資源、伝統産業、加工技術、地元農産物や食品など幅広い地域資源を有効に活用して、地域活性化に取り組むためには、行政はもとより地域の農・商工機関や学術機関など関係機関や団体等と連携を深耕して、双方にとって好都合の【win-winの関係】で、更に幅広い展開をすることが必要と思われま

す。今、正に生衛業としてのキーワードは「地域との連携」であり、地域性豊かな、画一的でない特色ある生衛業の新たな事業展開が求められているので、このような観点から商売を長く続けるために現場(お店)をもう一度見直す一助になればと考えています。

((公財)栃木県生活衛生営業指導センター事務局)

支部だより

栃木県生活衛生同業組合協議会栃木・小山支部
経営講習会を開催して

栃木支部（支部長 石橋 正英）では、10月14日（火）、栃木県庁下都賀庁舎大会議室において、経営講習会を小山支部（支部長 大島 玲子）と合同開催した。

今年度は、笹原フィットネスプランニング代表の笹原美智子氏を講師に迎え、「体と心のバランスメンタルフィットネス講座」と題した講演を行った。（写真）また、ストレスにうまく対処できるかを知るための自己診断テストやリラックスするためのストレッチの実演もあり、充実した講習会となった。（栃木健康福祉センター内栃木支部事務局）

支部だより

栃木県生活衛生同業組合協議会鹿沼支部
消費者懇談会を開催して

鹿沼支部（支部長 小川 勝）では、10月23日、「そば割烹日冕」（市内西茂呂）において、めん類組合の消費者懇談会を開催しました。（写真）

今年度は、「みんなで踊ろう会よさこい鹿沼」の方々10名に消費者として御参加いただき、そば打ち体験・意見交換会等を行いました。

意見交換会では、「鹿沼産と北海道産そば粉は、何が違うのか」という御質問や、「メニューにカロリー表示があると良い」などといった貴重な御意見等をいただき、営業者の今後の経営に大変参考となる消費者懇談会となりました。



【 懇 談 会 】

（県西健康福祉センター内鹿沼支部事務局）

組合だより

 栃木県興行生活衛生同業組合
 後継者育成支援事業を実施して

当組合（理事長 三井 勝茂）では、9月27日（土）に宇都宮市内のひかり座で（公財）栃木県生活衛生営業指導センター常務理事の仁野平 實氏が出席の下、児童養護施設「下野三楽園」の利用者（小中学生）を対象に映画館の仕事を理解していただくための講話や館内の見学を実施した。施設利用者に映画館で観る映画の素晴らしさを伝えることによって将来の職業選択の動機付けを行った。最初に、映画を観賞するとコメディな場面では笑い声が溢れるなど楽しんでいただいていたようであった。続いて、映画を上



映するまでの行程説明（写真）では若干専門的であったことから、最後のアンケート調査では「難しかった」と答えた方が全体の64%であったことは残念な結果であった。また、館内見学では普段入ることのできない映写室に入ると「映写機が3台あったよ」、「新しい映写機と古い映写機を見ることができた」など驚きや勉強になったとの声もあった。今回、初めて小中学生を対象にした事業であったが、参加者の55%が「映画業務」に興味があると答えていたことから、引き続き本事業を積極的に取り組めるようにしたい。

（事務局長 三井 寛）

組合だより

 栃木県理容生活衛生同業組合
 後継者育成支援事業を実施して


【同校生徒のモデルウィックによるカット実演】

当組合（理事長 山本 賢司）では、11月2日（日）・3日（月）の2日間、理容業後継者育成支援事業の一環として、県立栃木商業高校文化祭に参加して「模擬理容サロン」を出店しました。

この「模擬理容サロン」は、今年度で5回目を数えるが、今年度も理容業に興味を持つ生徒が集まり、当組合の講師の親切丁寧な指導の下、モデルウィックでのカット体験やカット希望のお客様への接客応対、カット後の片付けまで

を実際に理容体験された。（写真）

この「模擬理容サロン」には、1年生から3年生までの沢山の生徒が参加され、皆さんが真剣な眼差しで、興味深く理容業を実体験されていたようであった。この体験を通して、将来に向け新しい理容師の誕生を期待したいものです。

（事務局 横倉 智恵）

組合だより

栃木県めん類業生活衛生同業組合
地域ふれあいたすけあい事業を実施して

【岡本自治会役員との懇談会】

栃木県めん類業生活衛生同業組合（理事長 加藤 重徳）（以下「めん組合」という。）は、平成26年10月9日（木）に松屋製粉株式会社（上三川町）で宇都宮市岡本の自治会役員を対象に「地域ふれあいたすけあい事業」を実施した。（写真）

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）は、県民生活に欠くことのできない営業であり、最近では家事負担の軽減、高齢者の安心した暮らしの実現、単身世帯の拠り所として、地域社会を支えるなど生衛業そのものが公共性を有するとともに、加えて地域経済活動を側面から支える重要な営業である。

これらのことから、生衛業はますます地域に密着した営業として地域住民とともに、地域に根ざした営業活動が求められる。

当日は、岡本自治会役員10名、めん組合5名（加藤理事長他）及び（公財）栃木県生活衛生営業指導センター専務理事小野塚和康氏が参加して、岡本自治会役員にめん類業の魅力を訴えるために、めん類業の歴史や組合組織の位置づけなどを説明し、うどん、そばなどが健康力アップの源として栄養学的に高い評価を得られていることを説明した。

次に、岡本自治会の皆様にめん組合員がそばの収穫、製粉を説明した後、めん組合員の指導の下で、「美味しいそばづくり」を体験して、出来上がったそばを参加者で喫食した。

その後、岡本自治会の皆様からは、素人が感覚的に創造していたそばに対するイメージと違っており、改めてそばの魅力を実体験することができたこと、また地域住民のために生衛組合組織が活躍されていることなど生衛業、生衛組合の存在を理解することができたという意見が出された。

また、岡本自治会員からは組合の発展のためには営業者自らが今までも増して他店にはない魅力を醸し出せるよう組合員が切磋琢磨してオリジナリティのあるお店づくりに努めるなどの貴重な意見があった。

加えて、事業実施後のアンケート調査では事業を継続して欲しいなどの意見や消費者がお店を選ぶ基準及びこうすればお店に行きたくなるなどの意見をいただいた。

今後、引き続き組合員が一丸となって、このような事業を県内各地域に密着して持続的に実施していく中で、より一層消費者意識を掴んでいけるように努めていきたい。

(事務局 田中 トシ子)

組合だより

栃木県美容業生活衛生同業組合
栃美HAIR SHOWを開催して

【舞台上の美容学生の前であいさつする永井 静子理事長（中央）】

去る9月23日（祝・火）、栃木県美容業生活衛生同業組合（理事長 永井 静子）の協力の下、栃木県総合文化センター・サブホールにおいて、同組合立栃木県美容学校の恒例の「栃美ヘアショー」を開催することができました。

今年で6回目となりますが、このヘアショーは、本校の2年生が入学してからこれまでに学んできたことの集大成とし、習得した技術を活かし様々なヘアスタイルや和装スタイルを披露するものです。栃美生が楽しみにしているイベントの一つでもあり、今年も技術はもちろんのことショーの構成も学生自身が工夫を凝らし練り上げてまいりました。

また、よりショーを楽しんで頂くために、「和装チーム」、「メイクチーム」、「カットチーム」、「アップチーム」に分かれ、4つのステージを披露しました。本校の学生達の演技は、客席から熱いため息と、暖かい拍手を多数頂き、本校の学生にとっては、美容を通じて老若男女、人に感動を与えることの喜びを知り、人間として大きく成長できる機会ともなりました。

今年のご来場者数は非常に多く、立見席もでるくらい賑わいました。より広くご覧頂く目的で、お忙しい中、誠に申し訳ございませんでしたが、多くの栃木県議会議員、栃木県保健福祉部生活衛生課長田辺悦夫氏、（公財）栃木県生活衛生営業指導センター理事長加賀田敏雄氏など10名の特別ご招待者様にもお越し頂きました。

また、本校に入学を希望する高校生、在校生の保護者の皆さんやご友人、美容組合員等一般来場者を含め、約350名余りの方々にお越し頂きました。

職員一同、この場をお借り致しまして、御礼申し上げます。

（栃木県美容専門学校職員）

お知らせ クリーニング師研修及び業務従事者講習について

クリーニング業法で定められた
クリーニング師研修・業務従事者講習を
必ず、受講しましょう!!

- ◆ クリーニング師及びクリーニング業務従事者は、3年に一回栃木県知事が指定するクリーニング師においては研修会、クリーニング業務従事者は講習会を受講しなければならないと「クリーニング業法」で義務付けられている。
◆ 公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センターは、栃木県知事から指定を受けて研修会・講習会を実施している。
◆ この研修会・講習会では、最近のクリーニングの問題事例、繊維製品や素材等の動向及び品質表示や引火性溶剤等の安全管理対策、さらには感染症などの公衆衛生について、お客様から求められる諸問題等を中心に講義する。
◆ 今年度の第9クール2年目にあたる研修会・講習会は12月9日の業務従事者講習を最後に終了するが、来年度は第9クール最終3年目の研修会・講習会を案内するので、未受講者全員の受講をお願いする。

ワンポイント質問にお答えします!

- Q. 今は、もう仕事をしていないのにクリーニング師研修の案内が届くのは何故か?
A. あなたが、地元の健康福祉センター又は宇都宮市保健所に届けた「クリーニング所開設届」にクリーニング師や業務従事者として従事していることになっているので、高齢、病気又は退職等で従事していない場合は「変更届」等が必要なので、速やかに地元の保健所に問い合わせること。
Q. クリーニングに関する消費者からの相談の上位は、何か?
A. ①品質に関すること。②契約関係に関すること。③接客・対応方法に関すること。
などの苦情が上位を占めているので、必ずクール毎にクリーニング師研修及び業務従事者講習を受講すること。

(公財)栃木県生活衛生営業指導センター 特別賛助会員名簿 (平成26年11月28日現在)

Table with 3 columns and 4 rows of member information including company names, addresses, and phone numbers.